

「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）12月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階
札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当）電話 011-211-3077

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

- (1) 業務名
大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務
- (2) 成果品の納入場所
上記1のとおり
- (3) 業務内容
業務仕様書による
- (4) 履行期限
契約の日から令和8年10月26日(月)まで

3 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の要件すべてに該当する者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 消費税及び地方消費税などの納税義務を果たしていること。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、資本関係の具体例については、本市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 単体企業及び特定共同企業体どちらの参加も認めるが、以下に定める条件を満たすこと。

ア 単体企業

- (ア) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が「工事」の「土木」等級「A1」で登録されていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)

- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- (ウ) 特定共同企業体として本入札に参加している代表者及び構成員ではないこと。

イ 特定共同企業体(甲型共同企業体)

- (ア)全ての構成員が、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が「工事」の「土木」等級「A1」で登録されていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)
- (イ)全ての構成員が、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ)全ての構成員が、土木工事に関して、必要な国家資格等を有し、監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者が在籍し、施工にあたっては、これらの技術者を施工現場に専任で配置し得ること。
- (エ)構成員の数は、2又は3社とすること。
- (オ)代表者は構成員によって決定された者とすること。
- (カ)各構成員の出資割合は、構成員数により以下に定める割合以上でなければならない。なお、代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
- ・構成員が2社の場合 30%以上
 - ・構成員が3社の場合 20%以上
- (キ)単体企業及び他の共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。
- (8)技術協力業務において、以下に示す要を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- ア 管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。
(再委託による配置技術者の確保は不可)
- (ア)技術士(建設部門、総合技術管理部門—建設 のいずれか)
- (イ)RCCM((ア)に準ずる専門技術部門)
- (ウ)1級土木施工管理技士
- イ 管理技術者及び照査技術者は、競争参加希望者と3カ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (9)国内・外及び新設・改修に関わらずジャンプ台の本体構造に関する工事について、元請けとしての施工実績を有すること。なお、当該施工実績は平成7年4月1日以降に工事が完了し、引き渡しが済んでいるもの(共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。)であること。なお、特定共同企業体で参加する場合は、代表構成員が施工実績を1件以上保有すること。
- (10)改修工事において、以下に示す要件を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置については、本業務契約後に発注者・本業務受託者の間で取り交わす基本協定書に基づく価格等の交渉が成立し、工事請負契約の締結時に配置すること。
- ア 主任技術者又は監理技術者は以下の資格を有する者であること。
- (ア)1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格
- (イ)監理技術者においては、監理技術資格者証及び監理技術者講習修了書
- イ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、競争参加希望者と3カ月以上の直接的な雇用関係にあること。
- ウ 現場代理人に資格要件は求めないが、当該工事現場に常駐し、その職務を専ら行うこと。ただし、工事が次に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない複数の工事を兼任できるものとする。
- a 工事請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
 - b 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工

場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

d 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、本市の都合により検査が遅延した場合は、その期間も常駐を要しない。）

エ 主任技術者又は監理技術者の工事途中における交代は認めないが、次に掲げる事由による場合に限り、交代を認める。また、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、工事の継続性及び品質確保等の観点から、参加資格に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置技術者と同等以上の技術力が確保される者を配置すること。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるように留意すること。

a 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合

b 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

d 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合

オ 工事の特定通知後、コリンズ等により配置予定監理技術者等の選任制度違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

4 手続等

(1) 企画競争の参加に必要な書類の交付

令和7年12月23日(火)から下記ホームページにて公開

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2025/proposal2.html>

(2) 技術提案書及び想定全体工事費の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 令和8年2月26日(木)正午まで

ウ 提出時間 9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和8年2月26日(木)においては正午まで）とする。

なお、郵送の場合は書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。

エ 提出場所 上記1のとおり

5 審査

(1) 一次審査（書類審査）

提出された参加意向申出書及び参加資格確認書等及び技術提案を大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等技術協力業務に係る企画競争等実施委員会（以下「実施委員会」という）により書類審査する。一次審査通過の技術提案は、3件程度とする。一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

実施委員会において、一次審査を通過した技術提案に対しヒアリングを実施する。この最終審査により、契約候補者を選定する。

6 その他

詳細は提案説明書のとおり。